

【総額】月約23万円(自己負担:約2万3千円)

月曜日	火・金曜日	水・木曜日	土曜日	日曜日
身体介護 30分	身体介護 30分	身体介護 30分	家族が介護する	
安否確認、体を ふく、衣服やお むつの交換など				
1回につき 約2860円 (286円)				

身体・生活 介護 計60分	デイサービス	身体介護 30分	身体介護 30分
身体介護に加 えて部屋の掃 除やベッドメー キングなど	入浴、リハビリ などを含む (7時間以上) (9時間未満)	約1万2600円 (約1260円)	

朝

日

夕

夜

ケアマネジャー
(介護支援専門員)

介護保険を使う際、高齢者に会って必要な介護サービスを判断し、家族らと相談して、毎月の介護サービス利用計画(ケアプラン)をつくる。プランがきちんと実行されているかをチェックする。

毎週末の午後、堺市に住む80代女性は市のデイサービス事業所に通っている。介護の度合いは、最も軽い「要介護1」だ。事業所からは「3時間いてほし

連載でお伝えした「お手盛り介護」「ひもつきケアマネ」(2月18日付朝刊)に対し、多くの意見が寄せられました。これらをもとに取材した結果や取り組みなどを紹介します。

国基準にも不備

反響編

報われぬ
国
負担増の
先に

5時間」とある。これで事業所に払われる約4800円のうち、9割が介護保険、1割が自己負担だ。厚生労働省によると、介護保険を使うデイサービスの基準は「3~5時間」

2000年に介護保険ができたのに合わせて、つくられた。都道府県が認定する資格で、全国で約14万人が働く。中立の立場で高齢者のために必要な介護を選ばなければならないが、特定の事業所との結びつきが強まるときの事業所のサービスを優先する「ひもつきケアマネ」になるとの指摘がある。

「5~7時間」「7~9時間」が原則で、「2~3時間」は高齢者が早退する場合などに限られる。事業所は保険を使おうとして水増しして請求しているのだ。

本来ならデイサービスが短く安く済む高齢者もある。だが、国の基準が実態に合わないため、お手盛り介護の温床になり、高齢者に合わないサービスや介護保険の無駄づかいにつながる。だまされることはないから、少し損だという空気がある。大阪府内で訪問介護事業所を経験して請求しているのには「送迎の時間もある」

高額な自己負担に驚き

お手盛り介護

ひもつきケアマネ

などと説明しているが、国は「送迎時間は含まれない。」「もうけを少しでも上乗せするための水増し。どこで施設も似たようなことをしている」。市内のある事業所社長は打ち明ける。

堺市は昨年暮れ、市内の事業所に「サービス時間が実際と異なる場合は計画を変更すべきだ」などとする通知を出した。だが、市内で介護サービスなどを提供

している。堺市内の別のデイサービス事業所では、約6時間のサービスを「7~9時間」にするという。高齢者には「送迎の時間もある」

超えて、毎年約2000カ所を超過、毎年約2000カ所のペースで増える。一方、限度額は約35万円で自己負担は1割の約3万5千円で

決まり。親は最も重い「要介護5」だったが、介護保険の利用枠を確実に把握する。プランを事業所に確認すると、着替えやマッサージなどの介護やりハビリが毎日数回入っていた。保険の限度額を超えて、保険外で自ら事前にプランの内容や限度額の説明を受けなかつた」と女性は主張する。

「めったに(不正で)介護事業者が指定を取り消さないことはないから、少し

体制が追いつかない。

「めったに(不正で)介護事業者が指定を取り消さないことはないから、少し

くらい多く取らないと損だ

という空気がある」。大阪府内で訪問介護事業所を経験して請求しているのには「送迎の時間もある」

サービス必要以上

デイサービスや訪問介護、特別養護老人ホームなどのサービス利用計画(ケアプラン)はケアマネジャー

一括りがつくる。事業所や施設の意向を酌み、必要以上にサービスをつける「ひもつきケアマネ」の例

中国地方に住む70代女性は、数年前に父親が脳梗塞で倒れ、翌年に亡くなるまで自宅で訪問介護やりハビリを利用した。驚いたのは、月25万円近くになる自己負担の請求額だった。父

たのは、リハビリを担当する病院グループのケアマネだった。「ケアマネの裁量は大きく、事業所と組めば何でもできる。介護保険を運営する市町村はもつとチェックするべきだ」と訴える。

万円以上も盛り込まれている。プランをつくったのは、リハビリを担当する病院グループのケアマネだった。「ケアマネの裁量は大きく、事業所と組めば何でもできる。介護保険を運営する市町村はもつとチェックするべきだ」と訴える。

独立運営で適切介護

事業所や施設のひもつきケアマネにならないよう取り組む人たちもいる。

ケアマネジャーの宮崎直樹さん(36)は東京都江戸川区で「介護屋みらい」を経営する。事業所や施設から独立し、ケアマネだけで運営している。

2012年に開業し、いまは6人で約170人の高齢者を担当する。高齢者1人につき、受け取る報酬は月に1万数千円。今年2月の売上高は約250万円だったが、人件費に約200万円をあて、家賃や諸経費を払うと1万円しか残らなかつた。

ケアマネは利用者が使う

ことができる。自ら訪問介護事業所を運営したり、事業所に雇われていたりすれば、そのサービスをつけて売上高を増やす。

ケアマネジャー6人が働く「介護屋みらい」の事務所=東京都江戸川区、松浦新撮影

独立運営で適切介護

飛び回ることが多いので、ケアマネ1人が担当できるのは30人ほどが限界だ。そこで、1人の担当が30人を超えるたびにケアマネを増やしてきた。

高齢者1人につき、受け取る報酬は月に1万数千円。今年2月の売上高は約250万円だったが、人件費に約200万円をあて、家賃や諸経費を払うと1万円しか残らなかつた。

ケアマネは利用者が使う

ことができる。自ら訪問介護事業所を運営したり、事業所に雇われていたりすれば、そのサービスをつけて売上高を増やす。

だが、こうした事業所の

「報われぬ国」は原則として月曜日朝刊で連載します。ご意見をメール(keizai@asahi.com)にお寄せください。

松浦新撮影